

事務ガイドライン(第三分冊)13 指定信用情報機関関係 新旧対照表

現 行	改正後(案)
I-2 業務の適切性 I-2-4 信用情報提供等業務の委託 業務の効率化の観点から、内閣総理大臣(金融庁長官)の承認を受けて信用情報提供等業務の一部を委託することが可能とされており、当該承認に係る基準は、法施行規則第30条の7に定めている。更に指定信用情報機関から信用情報提供等業務の一部を受託した者は、指定信用情報機関の同意を得て更に他の者に当該受託した業務の一部を委託することができる。また、信用情報提供等業務の再委託を受けた者は、再委託を受けた信用情報提供等業務の一部を、委託を受けた者及び指定信用情報機関の同意を条件に、更に他の者に委託(再々委託)することができる(法第41条の19)。いずれの場合も、受託した信用情報提供等業務の全てを再委託又は再々委託できるものではない。 I-2-5 (略) I-2-6 (略) (新設)	I-2 業務の適切性 (削除(I-2-7に移動)) I-2-4(略) I-2-5(略) <u>I-2-6 信用情報管理態勢</u> <u>指定信用情報機関が取り扱う信用情報については、当該情報が漏えい等した場合に、資金需要者等からの信任を失うとともに、貸金業全体の信頼性を損ないかねないことから、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。</u> <u>信用情報の適切な取扱いについては、法第41条の20に基づき業務規程を定めて内閣総理大臣の認可を受けることとされているほか、個人情報保護法、保護法ガイドライン及び実務指針の規定に基づく措置が確保される必要がある。</u>

	以上を踏まえ、指定信用情報機関は、信用情報を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。 指定信用情報機関の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。 (1)法令等を踏まえた業務規程等の整備 業務規程等において、法令等を踏まえ、適切な信用情報の管理のための方法及び組織体制の確立(部門間における適切なけん制機能の確保を含む)等を具体的に定めているか。 (2)法令等を踏まえた信用情報の管理に係る実施態勢の構築 ① 役職員が業務規程等に基づき、適切に信用情報の管理を行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。 ② 信用情報へのアクセス管理の徹底(アクセス権限を付与された本人以外の第三者が使用することの防止等)、内部関係者による信用情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化、営業所等の統廃合等を行う際の信用情報の漏えい等の防止などの対策を含め、信用情報の管理状況を適時・適切に検証できる態勢となっているか。 また、特定役職員に集中する権限等の分断や、幅広い権限等を有する役職員への管理・けん制の強化を図る等、不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。 ③ 信用情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった資金需要者等への説明、当局への報告及び必要に応じた公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。 また、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策が講じられているか。更には、他社における漏えい事故を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行っているか。 ④ 信用情報については、法第 41 条の 20 第 1 項第 3 号に基づき、その安全管理及び役職員の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。 (安全管理について必要かつ適切な措置) ・ 保護法ガイドライン第 10 条の規定に基づく措置。
--	--

ており、委託先に守秘義務が課せられているか。

⑤ 信用情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、保護法ガイドライン第 12 条の規定に基づく措置及び実務指針Ⅲの規定に基づく措置が講じられているか。

⑥ 業務委託先の管理について、責任部署を明確化し、業務委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、業務委託先において信用情報の管理が適切に行われていることを確認しているか。

⑦ 業務委託先において漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに委託元に報告される体制になっていることを確認しているか。

⑧ 業務委託先による信用情報へのアクセス権限について、委託業務の内容に応じて必要な範囲内に制限しているか。

その上で、業務委託先においてアクセス権限が付与される役職員及びその権限の範囲が特定されていることを確認しているか。

さらに、アクセス権限を付与された本人以外の第三者が当該権限を使用すること等を防止するため、業務委託先において定期的又は随時に、利用状況の確認(権限が付与された本人と実際の利用者との突合を含む。)が行われている等、アクセス管理の徹底が図られていることを確認しているか。

⑨ 二段階以上の委託が行われた場合には、業務委託先が再委託先の事業者に対して十分な監督を行っているかについて確認しているか。また、必要に応じ、再委託先等の事業者に対して指定信用情報機関自身による直接の監督を行っているか。

⑩ 委託業務に関する苦情等について、資金需要者等から委託元である指定信用情報機関への直接の連絡体制を設けるなど適切な苦情相談態勢が整備されているか。

I-3 業務規程関係

I-3-1 信用情報提供契約の締結

貸金業者との信用情報の提供を内容とする契約(以下「信用情報提供契約」という。)は、資金需要者等からの同意の取得、目的外使用の禁止、安全管理措置の実施など、貸金業法、個人情報保護法、実務指針その他関連法令等を

I-3 業務規程関係

I-3-1 信用情報提供契約の締結

貸金業者との信用情報の提供を内容とする契約(以下「信用情報提供契約」という。)は、資金需要者等からの同意の取得、目的外使用の禁止、安全管理措置の実施など、貸金業法、個人情報保護法、実務指針その他関連法

遵守する内容となっていないなければならない。 なお、信用情報提供契約の締結に当たっては、「差別的取扱いの禁止」(Ⅰ－2－5)に留意する必要がある。 Ⅰ－3－2 信用情報の収集・提供及び他の指定信用情報機関との連携 Ⅰ－3－2－1 システム対応 指定信用情報機関は、信用情報提供等業務を適正かつ確実に実施するため、システム対応上、例えば、以下のような措置を講じる必要がある。 (1)「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅱ－2－12(2)の規定を踏まえつつ、信用情報の収集・提供を適切に実施することが出来るようシステム上の態勢整備が図られていること。 Ⅰ－3－3 信用情報の安全管理 法第 41 条の 20 第 1 項第 3 号の規定により定める信用情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の信用情報の安全管理については、<u>個人情報保護法、保護法ガイドライン及び実務指針の規定を踏まえ、以下の措置を講じる必要がある。</u> (1)安全管理について必要かつ適切な措置 ① 保護法ガイドライン第 10 条の規定に基づく措置。 ② 実務指針Ⅰ及び別添 1 の規定に基づく措置。 (2)役職員の監督について必要かつ適切な措置 ③ 保護法ガイドライン第 11 条の規定に基づく措置。 ④ 実務指針Ⅱの規定に基づく措置。	令等を遵守する内容となっていないなければならない。 なお、信用情報提供契約の締結に当たっては、「差別的取扱いの禁止」(Ⅰ－2－4)に留意する必要がある。 Ⅰ－3－2 信用情報の収集・提供及び他の指定信用情報機関との連携 Ⅰ－3－2－1 システム対応 指定信用情報機関は、信用情報提供等業務を適正かつ確実に実施するため、システム対応上、例えば、以下のような措置を講じる必要がある。 (1)「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅱ－2－13(2)の規定を踏まえつつ、信用情報の収集・提供を適切に実施することが出来るようシステム上の態勢整備が図られていること。 Ⅰ－3－3 信用情報の安全管理 法第 41 条の 20 第 1 項第 3 号の規定により定める信用情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の信用情報の安全管理については、個人情報保護法、保護法ガイドライン及び実務指針の規定を踏まえ、<u>Ⅰ－2－6(2)④の措置を講じる必要がある。</u> (削除) (削除)
---	--

(注) 役職員等に係る秘密保持義務(法 41 条の 16)に留意する必要がある。 I-3-6 業務委託 指定信用情報機関が信用情報提供等業務の一部を他の者に委託する場合には、その委託した業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置(法第 41 条の 20 第 1 項第 8 号)として、例えば、業務委託先の監督や二段階以上の委託が行われた際の再委託先業者に対する監督など、<u>保護法ガイドライン第 12 条や実務指針Ⅲの規定に基づく措置</u>を講じる必要がある。 I-3-8 統計の作成・公表 指定信用情報機関の公的な役割に鑑み、指定信用情報機関は、信用情報提供等業務に関連する統計を定期的に作成の上、公表するものとする。 指定信用情報機関が作成する統計の内容については、例えば、以下の項目が考えられる。 (略) ⑧ 総量規制の除外・例外(区分毎)の該当件数(<u>貸金業法の完全施行以降</u>) (略) <u>(別紙) 指定信用情報機関の間で提供する情報の内容</u> 1. 個人信用情報 1-1 本人特定要件(法第 41 条の 35 第 1 項第 1 号) (略) ⑧【配偶者貸付け(※)】(施行規則第 30 条の 13 第 1 項第 8 号)	(注) 役職員等に係る秘密保持義務(法 41 条の 16)に留意する必要がある。 I-3-6 業務委託 指定信用情報機関が<u>業務委託</u>をする場合には、その委託した業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置(法第 41 条の 20 第 1 項第 8 号)として、例えば、業務委託先の監督や二段階以上の委託が行われた際の再委託先業者に対する監督など、<u>I-2-7⑤の措置</u>を講じる必要がある。 I-3-8 統計の作成・公表 指定信用情報機関の公的な役割に鑑み、指定信用情報機関は、信用情報提供等業務に関連する統計を定期的に作成の上、公表するものとする。 指定信用情報機関が作成する統計の内容については、例えば、以下の項目が考えられる。 (略) ⑧ 総量規制の除外・例外(区分毎)の該当件数 (略) <u>(別紙) 指定信用情報機関の間で提供する情報の内容</u> 1. 個人信用情報 1-1 本人特定要件(法第 41 条の 35 第 1 項第 1 号) (略) ⑧【配偶者貸付け】(施行規則第 30 条の 13 第 1 項第 8 号)
---	--

・ 施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 6 号に規定する配偶者貸付けを締結している場合には、個人顧客本人に加え、配偶者に係る上記①～⑦の情報も提供する。 1－2 契約内容等 (略) ⑤【総量規制の除外・例外(※)】(施行規則第 30 条の 13 第 2 項第 3 号) 2. 特定情報 個人信用情報には該当しないが、個人顧客から同意を取得した上で次の情報について指定信用情報機関の間で提供するものとする。 【照会状況】 (略) ・項目は、「カナ氏名」、「生年月日」、「電話番号(2 項目)」、「照会時間(日・時・分は必須)」、「照会対象区分(本人／配偶者)(※)」、「例外・除外区分(※)」とする。 (略) <u>(注)上記のうち(※)については、貸金業法の完全施行日以降に提供する情報</u>	・施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 3 号に規定する配偶者貸付けを締結している場合には、個人顧客本人に加え、配偶者に係る上記①～⑦の情報も提供する。 1－2 契約内容等 (略) ⑤【総量規制の除外・例外】(施行規則第 30 条の 13 第 2 項第 3 号) 2. 特定情報 個人信用情報には該当しないが、個人顧客から同意を取得した上で次の情報について指定信用情報機関の間で提供するものとする。 【照会状況】 (略) ・項目は、「カナ氏名」、「生年月日」、「電話番号(2 項目)」、「照会時間(日・時・分は必須)」、「照会対象区分(本人／配偶者)」、「例外・除外区分」とする。 (注)は削除。
---	--